控 控 額

除除

額額

額

- 所得金額は、収入金額から必要経費等を差し引いた金額で、(C)の営業等所得から一時所得までの各所得の合計額です。
- 所得控除額は、(D)の雑損控除から基礎控除までの各所得控除の合計額です。

税率

(分離課税分)

- 課税標準額は、①から②を差し引いて1,000円未満の端数を切り捨てた金額です。
- 所得割の税率は、(A)の税率表を適用します。

準切

額捨

- 調整控除は、所得税と市民税・県民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するための控除で、(E)の計算表を適用 して求めた金額です。
- 配当控除額は、配当所得(総所得分)に(F)の計算表を適用して求めた金額です。分離課税の配当等所得には適用 されません。
- 上場株式等の配当等・譲渡所得等を申告する場合、証券会社等の支払い時に特別徴収された配当割・株式等譲渡所得 割額(G)を控除します。
- 所得割額は、⑤から⑥~⑧を差し引いて100円未満の端数を切り捨てた金額です。
- 均等割額は、(B)の税率表の金額を適用します。
- 年税額は、⑨所得割額と⑩均等割額の合計額です。

<市民税・県民税が非課税となる人>

- (1) 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当し前年の合計所得金額が135万円以下の人、又は1月1日現在において 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人は、「全額が非課税」となります。
- (2) 前年の所得金額が次の額以下の人は、「全額が非課税」又は「所得割のみ非課税」となります。

[非課税範囲	判定基準となる所得	扶養親族がいない人	扶養親族がいる人
	全額	合計所得金額(※1)	45万円	35万円× (1+同一生計配偶者及び扶養親族の数) +21万円+10万円
	所得割のみ	総所得金額等(※2)	45万円	35万円×(1+同一生計配偶者及び扶養親族の数)+32万円+10万円

- ※1 合計所得金額は、損益通算後の各所得(分離課税される所得は特別控除前の金額)を合算した金額です。
- ※2 総所得金額等は、合計所得金額に純損失・雑損失の繰越控除を適用した金額です。
- ●全額が非課税となる人には納税通知書を送付しませんので、あらかじめご了承ください。

(A)所得割の税率

		区分	· ···································	市民税	県民税	1
		総所名	导分	6%	4. 025%	
	短		との譲渡	5.4%	3.6%]
	期	国・公共	団体への譲渡	3%	2%	
			との譲渡	3%	2%]
分	E	長 (特定)	2,000万円以下	2.4%	1.6%]
腐隹	対期		2,000万円超	3%-12万円	2%-8万円]
課	297	居住用財産	6,000万円以下	2.4%	1.6%]
税		(軽課)	6,000万円超	3%-36万円	2%-24万円	1
分		一般株式	等の譲渡	3%	2%	1
		上場株式	等の譲渡	3%	2%	1
		上場株式等	等の配当等	3%	2%]
		先物	7取引	3%	2%	1

(B)均等割の税率

区分	市民税	県民税
均等割額	3,500円	1,800円

額

除除

額額

- 2,000円に軽減されます。 ① 同一生計配偶者又は扶養親族とされていて、かつ、均等割が課税される人
- ② ①に該当する人を2人以上扶養している人
- 《超過税率について》
- ・水源環境保全税として、県民税の所得割に0.025%、均等割に 300円が加算されています。(令和3年度まで)

※次の①又は②に該当する人は、市民税均等割額が3,500円から

- ・東日本大震災からの復興や防災の財源確保のための臨時措置として、
- 市民税・県民税それぞれの均等割に500円が加算されています。(令和5年度まで)

(C)所得金額

所得の種類ごとに、前年1年間の収入金額から必要経費等を差し引いて所得金額を計算します。 1円単位まで計算して記入してください。)

所得の種類	内容	必要経費等	所得の求め方		
	製造業、卸売業、小売業、サービス業、建設 業、飲食業その他の営業等から生じる所得	売上原価、租税公課、地代・家賃、 給与・賃金、減価償却費 など			
	農作物の生産、農家が兼営する家畜などの 飼育などの事業から生ずる所得	種苗・肥料・防虫費など、飼料費、雇人費、 租税公課、農具・果樹等の減価償却費 など	収入金額 - 必要経費等		
不動産	地代、家賃、土地や建物の権利金、 船舶の貸付料などによる所得	修繕費、火災・損害保険料、租税公課、 減価償却費、管理費、借入金の利子 など			
利子	所得税が源泉徴収されない預金等の利子など (例:国外で支払われる預金等の利子)	なし	収入金額 = 所得金額		
配当※1	株式又は出資の配当や剰余金の分配など	株式の取得、出資のために借り入れた負債の利子	収入金額 - 負債の利子		
給与	俸給、給料、賃金、賞与、歳費	給与所得控除額	下記「別表1」参照		
杂隹	①公的年金等の雑所得(国民・厚生年金など) ②その他(個人年金、原稿料、講演料など)	①公的年金等:公的年金等控除額 ②その他:売上原価、その年に生じた費用 など	①公的年金等:下記「別表2」参照 ②その他:収入金額 - 必要経費等		
譲渡※2、3	土地、建物、株式、機械、特許権などの 譲渡による所得	購入代金、設備費、改良費などの取得費 仲介手数料、測量費、印紙代、立退料などの譲渡費 用	収入金額 — (取得費+譲渡費用) — 特別控除額 ※長期譲渡所得(総所得分)は算出後1/2を掛ける		
一時※3	懸賞金、競馬等の払戻金、生命保険の一時金 や損害保険の満期返戻金など	収入を得るために支出した金額	収入金額-支出した金額 -特別控除額(上限50万円) ×1/2		

※1 支払いの際に市民税・県民税5%が特別徴収された上場株式等の配当等は、原則として申告不要です。申告する場合は 総合課税又は分離課税を選択でき、特別徴収された税額と調整して税額を決定します。なお、総合課税の対象とした国内 配当等所得については、配当控除の適用を受けることができますが、分離課税を選択した配当等所得については、配当 控除の適用はありません。

上場株式等の配当等、譲渡所得等を申告する場合、その所得は合計所得金額に算入されます。その結果、国民健康保険料 などの各種保険料が上がったり、当該申告をした人を同一生計配偶者又は扶養親族として申告できなくなる場合があります 、 のでご注意ください。

※2 譲渡所得のうち、土地、建物、株式などの譲渡所得は、他のものと分離して特別の税率(税率は(A)の分離課税分参照) 及び計算方法を適用します。支払いの際に市民税・県民税5%が特別徴収された上場株式等の譲渡所得等は、原則として 申告不要です。申告する場合は分離課税となり、特別徴収された税額と調整して税額を決定します。

※3 総合課税の譲渡所得に適用する特別控除額(上限50万円)は、まず短期譲渡所得に適用し、残額を長期譲渡所得に適用し ます。特別控除後の長期譲渡所得と特別控除後の一時所得それぞれに1/2を掛け、特別控除後の短期譲渡所得と合算し、 総合譲渡・一時所得欄 (申告書の⑪) に記入します。

(別表1) 給与所得金額の速算表 (小数点以下切捨て)

給与の所得金額 (所得金額調整控除適用前)				
0円				
収入金額-550,000円				
1,069,000円				
1,070,000円				
1,072,000円				
1,074,000円				
収入金額÷4 A×2.4+100,000円				
(千円未満端数 A×2.8- 80,000円				
切捨て)=A A×3.2-440,000円				
収入金額×0.9-1,100,000円				
収入金額-1,950,000円				

所得金額調整控除

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。 ①給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- ア. 本人が特別障害者に該当する
- イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ウ. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する |給与等の収入金額(上限1,000万円) - 850万円 × 10%

②給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等雑所得の金額があり、 それらの合計額が10万円を超える場合※

給与所得控除後の給与等の金額 (上限10万円)+ 公的年金等雑所得の金額(上限10万円) - 10万円 ※①の適用がある場合は①により控除した残額から控除します。

(別表2) 公的年金等に係る雑所得の速算表 (小数点以下切捨て)

(3)3(2) 2(1)4	一面社にいる権力目の発発な	(小数点以上到指飞)		
受給者の年齢	令和2年中の公的年金等の 収入金額の合計 (ア)	公的年金等雑所得以外の 合計所得金額が1,000万円以下	公的年金等雑所得以外の合計所得金額が 1,000万円超2,000万円以下	公的年金等雑所得以外の 合計所得金額が2,000万円超
	330万円以下	(ア)-110万円	(ア)-100万円	(ア)-90万円
65歳以上	330万円超 410万円以下	(ア)×75%-27万5千円	(ア)×75%-17万5千円	(ア)×75%-7万5千円
(昭和31年 1月1日以前	410万円超 770万円以下	(ア)×85%-68万5千円	(ア)×85%-58万5千円	(ア)×85%-48万5千円
生まれ)	770万円超 1,000万円以下	(ア)×95%-145万5千円	(ア)×95%-135万5千円	(ア)×95%-125万5千円
工 5 4 0 /	1,000万円以上	(ア)-195万5千円	(ア)-185万5千円	(ア)-175万5千円
受給者の年齢	令和2年中の公的年金等の 収入金額の合計	公的年金等雑所得以外の 合計所得金額が1,000万円以下	公的年金等雑所得以外の合計所得金額が 1,000万円超2,000万円以下	公的年金等雑所得以外の 合計所得金額が2,000万円超
	130万円以下	(ア)-60万円	(ア)-50万円	(ア)-40万円
65歳未満	130万円超 410万円以下	(ア)×75%-27万5千円	(ア)×75%-17万5千円	(ア)×75%-7万5千円
(昭和31年 1月2日以降	410万円超 770万円以下	(ア)×85%-68万5千円	(ア)×85%-58万5千円	(ア)×85%-48万5千円
1月2日以降 生まれ)	770万円超 1,000万円以下	(ア)×95%-145万5千円	(ア)×95%-135万5千円	(ア)×95%-125万5千円
1.540)	1 000万円以上	(ア)-195万5千円	(ア)-185万5千円	(ア)-175万5千円

(D)所得控除

*前年(1月1日から12月31日)に支払ったものが控除対象となります。 *障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生・配偶者・配偶者特別・扶養控除は前年12月31日の現況で判定します。 ただし、配偶者その他の扶養親族が前年中に死亡した場合、死亡時の現況で判定します。

		たたし、配偶者ぞの他の扶養親族が削年中に死し	- した場合、元といの先んで刊たしよう。 (小数	点以下切上げ
控	除	内容	要 件 ・ 控 除 額	人的控除額の差
雑	損	あなたや、生計を一にする配偶者その他の親族(前年の総所得金額等が48万円以下)が災害や盗難、横領により損害を受けた場合	①損害金額-保険等により補てんされた額-(総所得金額等×10%) ②(災害関連支出の金額-保険等により補てんされた額)-50,000円 ※①②の多い方の額	/
医療		あなたや、生計を一にする配偶者その他の親族の医療費等を支払った場合 ※①又は②のどちらかを選択して申告することができます。 ①は従来の医療費控除 ②は薬局等で購入した特定一般用医薬品等の 医療費控除	① 一般の医療費控除(限度額200万円) 支払った医療費ー保険等により補てんされた額ー	
社会供	呆険料	あなたや、生計を一にする配偶者その他の親族の国民健康保険料、 後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った場合	支払った保険料の合計額	
	莫企業 等掛金	小規模企業共済等掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金、 確定拠出年金法の年金加入者掛金(企業型・個人型)を支払った場合	支払った掛金の合計額	
生命促	1-12-4-1-1	あなたや、生計を一にする配偶者その他の親族の生命保険契約等に係る保険料、 個人年金契約に係る保険料、及び介護医療契約に係る保険料を支払った場合 地震保険料又は旧長期損害保険料を支払った場合	生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料について 下記「(別表3)」により算出した額(限度額 70,000円) 下記「(別表4)」により算出した額(限度額 25,000円)	
障		地酸体映料又は旧技別損害体映料を叉払つに場合 あなたや、同一生計配偶者その他の扶養親族が障害者の場合 ※16歳未満の扶養親族も含みます	「中国・「別求付」により景田した領 (原皮領 25,000円) 「陳書者 26万円 身体障害者、戦傷病者、精神障害者保険福祉手帳の発行を受けている人など ②特別障害者 30万円 特別障害者 30万円 特別障害者 53万円 特別障害者である同一生計配偶者その他の扶養親族で、あなたや配偶者、 生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている場合	①10,000円 ②100,000円 ③220,000円
寡	婦	以下の①または②に該当し、ひとり親に該当しない人 ①夫と離婚した後再婚していない人で、扶養親族を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明などの人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ※住民票の統柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある人は対象外です		10,000円
ひと	り親	婚姻歴や性別に関わらず、現に婚姻をしていない人で、前年の総所得金額等が48万円 以下の生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ※住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある人は対象外です	30万円	(母) 10,000円 (父) 50,000円
勤労	学生	あなたが勤労学生で、前年の合計所得金額が75万円以下、かつ、勤労によらない所得が10万円以下である場合	26万円	10,000円
配化	禺 者	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者(前年 の合計所得金額が48万円以下)を有する場合	下記「(別表5)」参照 ※(青色)事業専従者や他の人に扶養されている人は除きます	下記「(別表7)」参照
配偶者	* 特別	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が48万円超133万円以下)を有する場合	下記「(別表5)」参照 ※ (青色)事業専従者や他の人に扶養されている人は除きます	下記「(別表7)」参照
扶	養	あなたが、生計を一にする扶養親族(前年の合計所得金額が48万円以下)を有する 場合	下記「(別表6)」参照 ※(青色)事業専従者や他の人に扶養されている人は除きます	下記「(別表7)」参照
基	礎	全ての人に適用される控除	新税義務者の合計所得金額 2,400万円以下 2,400万円超2,500万円以下 2,500万円超 43万円 29万円 0万円	50,000円

(別表3) 生命保険料控除額計算表

	RH1 9F 2C								
生命保険料控除額は、右の	新生命保険料		左の金額を下	の計算式Ⅰ	(1)	(限度額28,000円)	計 (①+②)	(3)	(限度額28,000円)
表により計算します。	の支払額	円	に当てはめて記	+算した金額	1	円	FI (U+@)	0	円
平成24年1月1日以後に締結	旧生命保険料		左の金額を下	の計算式Ⅱ	2	(限度額35,000円)	②と③のいずれ	1	
した保険契約等に係る保険料	の支払額	円	に当てはめて計	+算した金額	(2)	円	か大きい金額	7	円
(新生命保険料、新個人年金保	新個人年金保険料		左の金額を下	の計算式Ⅰ		(限度額28,000円)	計 (④+⑤)	6	(限度額28,000円)
険料、介護医療保険料)と、	の支払額	円	に当てはめて計	+算した金額	4)	円	計 (4)+(3)	0	円
平成23年12月31日以前に締結	旧個人年金保険料		左の金額を下	の計算式Ⅱ	(5)	(限度額35,000円)	⑤と⑥のいずれ	1-7	
した保険契約等に係る保険料	の支払額	円	に当てはめて計	+算した金額	(3)	円	か大きい金額	14	円
(旧生命保険料、旧個人年金保	介護医療保険料					左の金額	を下の計算式 I		(限度額28,000円)
険料) は、生命保険料控除額	の支払額	円				に当ては	かて計算した金額		円
の計算方法が異なります。	計算式	弋 I (新保険料用)		計算	草式Ⅱ (旧保険料	- 用)		生命保険料控除額
※新(旧)生命保険料、介護	支払額	控除額6	り計算式	支払額	ĺ	控	余額の計算式		(1 + 11 + 11)
医療保険料、新(旧)個人年	~12,000円	支払保険料の含	全額	~15,	,000円	支払保険料	の全額		(限度額70,000円)
金保険料の区分は、生命保険	12,001円~32,000円	支払保険料×2	分の1+6,000円	15,001円~40,	, 000円	支払保険料	×2分の1+7, 500円		
会社等が発行する証明書に表	32,001円~56,000円	支払保険料×4	分の1+14,000円	40,001円~70,	,000円	支払保険料	×4分の1+17,500円		
示されています。	56,001円~	28,000円(限月	 度額)	70,001円~		35,000円 (限度額)		円

(別表4) 地震保険料控除額計算表

地震保険料控除額は、右の表により 計算します。	地震保険	料の支払額	(A)	H	旧長期損害	保険料の支払額	B	円
地震保険料及び旧長期損害保険料の	地震保険料	(Aの金額	(限度額25,000円		Bの金額 (B)の金額が 5,000円を超える場合は	(限度額10,000円)	_	(限度額25,000円)
両方の支払額が2つ以上ある場合は、 市役所へお尋ねください。	控除額	×1/2	Р		B×1/2+2,500円)			円

(別表5) 配偶者控除・配偶者特別控除

(),,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ASSA O \ HERA HATIA. HERA HAMATIA.												
$\overline{}$						配偶者の)合計所得金	:額					
		48万円	引以下	48万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105 万円超 110 万円以下	110万円超 115万円以下	115 万円超 120 万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下	
		配偶者 一般	音控除 老人※		配 偶 者 特 別 控 除								
倉あ	900万円以下	33万円	38万円	33万円	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	
合計所得金額	900万円超 950万円以下	22万円	26万円	22万円	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
額の	950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	11万円	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	

※控除対象配偶者のうち、昭和26年1月1日以前生まれの人

別表6)扶	養控除				
年少 (平成17年 1月2日	特定 (平成10年1月2日 以降平成14年1月	老 (昭和26年 生ま	1月1日以前	その他 (左記以外	
以降生まれ)			同居老親等 以外	生まれ)	
0円	45万円	45万円	38万円	33万円	

(別表7) 人的控除額の差 (配偶者・配偶者特別・扶養)

				あれ	なたの合計所得	金額		
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
П	配偶者		一般	5万円	4万円	2万円		
	控除	老人		10万円	6万円	3万円		
控除	配偶者	合配 計偶	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円		
の	特別控除	控除 所者 50万円以 得の 55万円未		3万円	2万円	1万円		
種類			一般		5万円			
須	扶養		特定	18万円				
	控除		老人		10万円			
Ш		戸	居老親等		13万円			

税額控除

(F) 調整控除 (市役所が計算しますので申告書の記入は不要です)

12 / 两玺江所(1	P(な) か計算しまりので中台音の記入は小安で9 /	
合計課税所得金額	控除額の求め方	(;
200万円以下の場合	ア 人的控除額の差の合計額 (*) イ 合計課税所得金額 ア、イのいずれか少ない額×5% (市3%、県2%)	基
200万円超の場合	【人的控除額の差の合計額(*) - (合計課税所得金額-200万円)】×5% (市3%、県2%) ※下線部分の計算が5万円を下回る場合は5万円として計算します) 第

(*) < 人的控除額の差の合計額> 所得税と市民税・県民税における、 基礎控除・配偶者(特別)控除・扶養控除・ 障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・ 勤労学生控除の差額を合計した金額

市民税

県民税

※合計所得金額が2,500万円超の人は適用外です

F / 配 三 1 全 は (甲 音 青 の 記 人 个 姜 、 配 当 の 青 類 添 刊 ・ 焼 不 姜)							
	課税所得金額	1,000万円		1,000万円			
			以下の部分		部分		
種類		市民税	県民税	市民税	県民税		
利益の	利益の配当等		1.2%	0.8%	0.6%		
私募証券	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
投資信託等	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

(F) 配当控除 (申告書の記入不要、配当の書類添付・提示要) (G) 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

	課税所得金額	1,000万円 以下の部分		1,000万円 超の部分		
種類		市民税	県民税	市民税	県民税	Ŀ
利益の	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	2.1.	
私募証券 投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	渡て
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	しす

配当割額・株式等譲渡所得割額控除額 3/5 支払いの際に市民税・県民税5%が特別徴収された上場株式等の配当等、譲 度所得等を申告する場合は、裏面14・15の各該当欄に特別徴収税額を記入し ください。特別徴収税額を上記の割合に案分してそれぞれの所得割から控除 、残額があれば均等割に充当します。充当しきれない金額があれば還付しま 。特別徴収税額が分かる配当の書類を添付・提示してください。

(H) 住宅ローン控除 (表面6の欄に記入 (年末調整、確定申告で申告済みの人は申告不要です))

平成21年から令和3年までに居住を開始した人で、 前年の所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除 額がある場合、右のA又はBの方法で求めた金額が 市民税・県民税から控除されます。(市3/5・県2/5)

A 平成26年3月までに居住を開始した人 次の1又は2のいずれか少ない金額(限度額97,500円) 1 住宅ローン控除可能額-所得税額 2 所得税の課税総所得金額等の5%

平成26年4月以降に居住を開始した人 次の1又は2のいずれか少ない金額(限度額136,500円) 1 住宅ローン控除可能額-所得税額 2 所得税の課税総所得金額等の7% ※住宅の対価等の額に含まれる消費税の税率が8%又は10%に該当 しない場合は左のAを適用

(I) 寄附金税額控除 (表面5の該当する欄に支払額を記入、領収書の添付・提示要)

次の寄附金を支払った場合、一定の方法により計算した金額が市民税・県民税から控除されます。 市民税・県民税の課税総所得金額-人的控除額の差の合計額 特例控除率 (1) 都道府県、市区町村への寄附金(ふるさと納税) (3) 神奈川県条例指定寄附金

(2) 神奈川県共同募金会、日本赤十字社神奈川県支部への寄附金 (4) 鎌倉市条例指定寄附金 ※ふるさと納税について、特例控除の対象となる市区町村への寄附は(1)へ

特例控除の対象外となる市区町村への寄附は(2)へ、寄附金額を記入してください。

<基本分①> (ア、イのいずれか少ない金額-2,000円)×10% ア 寄附金の合計額 (市6%) イ総所得金額等の30% 県4%	+	< ふるさと納税特例分②> ア、イのいずれか少ない金額 ア ((1) の金額-2,000円)×(特例控除率) イ 市・県民税所得割の20%	=	控除額 市3/5 県2/5
ワンストップ特例制度に該当する場合、上記①、②に	こ加	え、所得税控除相当分が市民税・県民税かり	· >控®	余されます。

※特例控除率

区分

11100000000000000000000000000000000000	おりは正原と士
~ 1,950,000円	84.895%
1,950,001円 ~ 3,300,000円	79. 79%
3,300,001円 ~ 6,950,000円	69. 58%
6,950,001円 ~ 9,000,000円	66. 517%
9,000,001円 ~ 18,000,000円	56. 307%
18,000,001円 ~ 40,000,000円	49.16%
40,000,001円 ~	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得 金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得 金額を有する場合)	地方税法に 定める割合

※特例控除率は課税総所得金額から「人的控除額の差の合計額」を引いた額を右の表に当てはめて求めます。 (J) 外国税額控除(裏面14の欄の右側の欄に記入、外国所得税が分かる書類の添付・提示要)

外国で所得税や市民税・県民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により算出した額が所得割から控除されます。 ※確定申告で外国税額控除を申告済みの人は申告不要です。